

消費税「軽減税率制度」経理対策セミナー

無料

平成31年10月1日から

消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税の軽減税率制度とは？

平成31年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度が実施されると、事業者は複数税率への対応として、請求書等の様式や経理処理方法の変更等の対策が必要になります。

そのため商工会では軽減税率制度の実施前に事前準備として、経理処理が複雑になると予測されるため、経理を中心とした対策セミナーを企画しました。具体的な実務対応について講師により解説いたしますので、ぜひご参加下さい。

軽減税率制度は、

すべての事業者の方

に関係があります。

また、インボイス制度の導入(H35年10月1日～)により、

免税事業者が不利

を受ける可能性

があります。詳しくはセミナーで！

日時：平成30年12月26日(水)

18:00~20:00

場所：鏡野町商工会館（鏡野町竹田747）

定員：20名

場所：鏡野町商工会館

講師：小橋公認会計士総合事務所
公認会計士 小橋 仙敬 氏

【セミナープログラム】

1. 消費税軽減税率制度の概要
2. 帳簿及び請求書等の記載・保存について
3. インボイス制度の導入における影響について
4. 知っておきたい業種別Q&A等解説



事業所名	参加者名
電話	FAX

消費税軽減税率制度等説明会 申込書

※お申込みは、鏡野町商工会 本部 **FAX 54-3312** まで。

お問い合わせは 鏡野町商工会 電話54-3311 担当：葛尾(クボ)・杉山まで
主催：鏡野町商工会